

## **[事案 2024-26] 手術給付金支払請求**

・令和6年10月2日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和6年1月上旬に、皮膚切開術（長径10センチメートル未満）の手術を受けたため、同月（手術日より前）に契約した養老保険の医療特約にもとづき手術給付金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないとして、給付金が支払われなかった。しかし、身体にメスを入れたことから手術に該当すると思うため、手術給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

本手術は、約款において支払対象外であるため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。